

## 少年司法における諸機関連携の課題

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に—

岡 田 行 雄

### 一 はじめに

かつて拙稿で、少年司法における諸機関連携の在り方を、上位規範が示す価値に照らして検討することを今後の研究課題として掲げた<sup>①</sup>。

本稿は、この研究課題に取り組もうとするものである。もともと、非行の疑いをかけられた者も含む意味での少年司法の対象となる少年は多様である。そこで、本稿においては、いわゆる発達障がいのある少年が広い意味での少年司法手続の対象となった場合に絞って、上位規範に照らして妥当な諸機関連携の在り方を検討することにする。その理由は、発達障がいのある少年の場合、家庭裁判所のみならず矯正や更生保護の分野においても、医療機関

や福祉機関との連携が必須のものと理解されるようになり、その連携について一定の事例の蓄積が見られるからである。

そこで、本稿においては、まず、発達障がいのある少年がどのような困難に直面しているのかを確認した上で、そうした少年が少年司法の対象となった場合に諸機関連携が実践的・規範的に求められることを明らかにする。そして、発達障がいのある少年が少年司法の対象となった事例を概観し、その特徴を明らかにした上で、そうした具体的事例を素材として、上位規範から求められる喫緊の諸機関連携を実現する上での諸課題とそれに取り組む道筋を提示する。

## 二 発達障がいのある少年の事件における諸機関連携の必要性

### (一) 発達障がいのある少年が直面する様々な困難

発達障がいの法的な定義については、発達障害者支援法二条一項に「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの」との定義が示されている。他方、比較的最近公刊された、法律雑誌における「発達障害支援の取組」と題された特集において、日本発達障害ネットワーク理事長の市川宏伸は「発達障害は『子育てなどの環境のみが原因で生じるものではなく、何らかの脳機能障害の存在』が前提である。脳機能障害の本質についての研究は途上であり、十分には解明されていない」と指摘する<sup>(3)</sup>。

従って、発達障がいについて、必ずしもその全容が解明されているわけではない。市川自身も、「発達障害は見ただけでは分かりにくい<sup>(4)</sup>が、一言で説明するのも難しい」と認めるほどである。しかし、市川によると、発達障がいは「身体障害と比べると、外見的にはその障害は分からない。…本人が困っていると思われやすい。結果として、『困っているのに、非難されやすい』こともあり、時には支援を受けられないことがある。本人も自分の発達障害の存在に気付かないことがあり、『他の人に比べて、自分が苦労していること』に気付かないこともある<sup>(5)</sup>」といった様々な困難が指摘される。さらには、「非難を受けても、その意味が理解できないため、同じ失敗を繰り返して叱られ続け、次第に自己評価が低下してしまう。これらの結果として一段と生きにくくなる<sup>(6)</sup>」という悪循環にも至る。

加えて、発達障がい者は、その発達が不均衡であるために、困難を抱えている部分への手当てがなされず、さらに困難な状況に陥ることになる。弁護士<sup>(7)</sup>の辻川圭乃は、次のようにその状況を指摘している。

自閉症スペクトラム障害などは、広汎性発達障害で、発達の仕方が不均衡であるので、ある部分の能力については低いのに、ある部分については突出して高いといったことがある。その場合、高い能力が目立つので、能力が高いと思われがちであるが、実は低い能力の部分で困難性を抱えていることが多い。たとえば、難しい漢字が読めるので周囲から内容についても理解していると思われるが、実はまったく理解していない場合とか、一見言語能力に問題がないと思われるが、認知能力が非常に低いなどである。この場合、本当は支援が必要なのに、支援が受けられないといったことになる<sup>(7)</sup>。

このように、本人は様々な困難に直面しているにもかかわらず、それに気づかれずに法が定めた支援を受けられないまま、非行の疑いをかけられる、あるいは非行に至ってしまう発達障がいのある少年も少なからず存在するところが推察される。<sup>(8)</sup>

それでは、発達障がいのある少年が少年司法手続の対象となるときには、どのようなことが起こるのであるのか。この点につき、市川は、アスペルガー症候群と診断された少年につき、「本人の考え方を理解するには多少の時間を要した。捜査段階における調書の内容と、目の前にいる留置者の話す内容は一致しないことが多かった」と、調書の内容と少年が供述したかったこととの間に齟齬が多かったことを指摘している。このように捜査官と少年との間に十分な意思疎通が図れず、様々な齟齬が発生するために、犯していない罪を理由に処分ないし処罰されるという意味での冤罪が発生する危険性が高くなる。というのも、「信頼関係のない取調官に対して緘黙してしまい、アリバイを主張できなかったり、誘導されてやってもいないことをやったとされてしまったりする」<sup>(9)</sup>からである。

このように、発達障がいのある少年が少年司法手続の対象となる場合、冤罪のリスクが高まるが、それは、同時に、誤った処分を招く危険性も高める。というのも、少年審判における保護処分決定、あるいは検察官送致決定にあたっては、非行事実、とりわけその具体的内容が大きなウェイトを占めるからである。<sup>(10)</sup>

## (二) 発達障がいのある少年事件における諸機関連携の実践的および規範的必要性

例えば、少年法が三条一項一号で審判に付すと定める罪を犯した少年について、家庭裁判所への送致前における捜査は警察及び検察、家裁への送致後は家庭裁判所調査官と裁判官、観護措置が採られる場合の鑑別は少年鑑別所、

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

保護処分決定がなされて少年院に送致される場合は少年院、保護観察の場合は保護観察所にそれぞれ担われている。通常は、これらの担い手によって少年司法手続は完結し、家裁調査官による社会調査の段階を除いては、他の専門機関と積極的に連携する取組みはなされてこなかったと言っている。<sup>12)</sup>

しかし、発達障がいのある少年に、右で見たような困難があることが指摘されているものの、警察、検察、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護観察所の全てにおいて、発達障がいについての専門的知見と発達障がいのある少年と接した経験を十分に持つ職員が常駐しているわけではない。<sup>13)</sup>従って、発達障がいのある少年が、被疑者とされ、あるいは家庭裁判所、さらには少年院に送致ないし保護観察処分が付されとしても、それぞれの機関に、発達障がいについての専門性を持つ職員が常駐しているとは限らない以上、その特性が気づかれず、少年の発言の真意が誤解されることによって事実誤認が生じたり、不適切な処遇がなされたりする危険性があると言わなければならない。<sup>14)</sup>

こうした危険性を回避し、発達障がいのある少年事件に適切に対応するためには、社会調査段階のみならず、少年司法手続のあらゆる段階において、まずは発達障がいについての専門家ないし、そうした専門家が属する諸機関と、少年司法の担い手たる機関との間の連携がなされなくてはならない。つまり、少年司法における諸機関連携が、いわば実践レベルで要請されているのである。

加えて、日本国憲法、子どもの権利条約、さらには障がい者の権利条約といった上位規範も、これを要請していると言ふべきである。その理由は次の諸点に求められる。

まず、発達障がいのある少年への適正手続保障は、日本国憲法三一条、三七条、三八条などから求められる。即ち、発達障がいのある少年に対する少年司法手続においては、その特性を踏まえた適正手続保障がなされなければ

ならないのである。もちろん、日本国憲法一三条が生命、自由及び幸福追求権を保障していることから、発達障がいのある少年であっても、その自由の制約は可能な限り最小限度のものでなければならぬ。

次に、子どもの権利条約一二条からは、発達障がいのある少年であっても、その意見表明権が保障されねばならない。また、既に見た適正手続保障の意味を、この意見表明権、同条約六条に基づき、主体として成長発達する権利、さらには日本国憲法二六条の教育を受ける権利などを通して、手続参加権の保障と解する立場からは、発達障がいのある少年にも、実効的に手続に参加する権利が保障されねばならない。もちろん、この手続参加は、非行ある少年がその非行を主体的に克服するプロセスをも包含するので、少年院における処遇や保護観察においても、保障される必要がある。また同権利条約三七条bが拘禁等の手段が必要な場合であってもその期間が最短となることを要請していることから明らかなように、やはり、発達障がいのある少年の自由の制約は可能な限り最小限度のものでなければならない。

最後に、近時日本も批准した障がい者の権利条約は、締約国に、その一条で、障がいを、いわゆる社会モデルで捉え、その五条で、そうした意味での障がいによる差別を禁止し、障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を有し、又は行使することを確保するための合理的配慮の提供することを義務付けている。加えて、同条約一四条一項bは、いかなる場合においても、自由の剥奪が障がいの存在によって正当化されないことも定めている。そうすると、少年が抱える発達障がいが医学的には重い障がいとは言えないものであっても、少年の生育歴において適切な援助を受けられなかったことなどによって、その障がいは重いものとなるが、そうした障がいによる差別は禁止され、それを理由とした少年院送致に代表されるような自由剥奪処分は正当化されえず、避けられねばならないことになる。

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

こうした上位規範の要請に應えるためには、少年司法の担い手たる機関に必ずしも発達障がいの専門家がいるとは限らない以上、それと、専門家ないし専門家を擁する諸機関との間における連携は必要不可欠なのである。しかも、これらの上位規範が要請する、発達障がいのある少年の成長発達権保障や発達障がいのみを理由とした自由裁奪処分回避のためには、発達障がいの専門家とだけではなく、社会福祉や就労に関わる諸機関、社会福祉施設等のサービス提供者、そして発達障がいのある少年をも受け入れる就労先などとの連携も必要不可欠と言える。

なお、個別の法律も、こうした連携の必要性を根拠づけるものとなる。例えば、二〇〇四年に立法された<sup>17)</sup>、発達障害者支援法は、国ないし地方公共団体に、発達障がい者の教育に必要な措置を講じ（八条）、関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会を確保し（二〇条）、地域生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努める義務を課す（一一条）とともに、その権利を擁護するための支援を行う（一二条）、ことなどを定めている。<sup>18)</sup>さらに、障がい者の権利条約批准に向けてなされた、障害者基本法の一部改正法においては、国または地方公共団体の、障がい者が少年司法手続等の対象となった場合に、その権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障がい者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮する義務（二九条）などが定められている。従って、発達障がいのある少年が少年司法手続の対象となる場合、これらの個別法からも、少年司法の担い手たる機関と発達障がいの専門家やそれを擁する諸機関とのみならず、教育や就労の機会提供、住居等の確保に携わるなど、およそ発達障がいのある少年の権利保障に関わる諸機関との連携が求められると見えよう。このように、上位規範たる日本国憲法、子どもの権利条約、及び障がい者の権利条約、そして個別の法律によって、発達障がいのある少年の事件においては、少年司法における諸機関連携が要請されるだけでない。この諸機関連携は、あくまで、発達障がいのある少年の適正手続保障など、諸権利を保障するためのものである。従って、こ

うした諸規範は、少年司法における諸機関連携が、少年司法の対象となった発達障がいのある少年の諸権利保障に資するものであることも要請していると解されねばならない。そこで、少年司法におけるどのような諸機関連携が、発達障がいのある少年の諸権利保障に向けて求められているのかが問われねばならないのである。

### 三 発達障がいのある少年の事件における諸機関連携例

#### (一) 公的機関が主導した連携例

それでは、発達障がいのある少年事件における諸機関連携の実践例を見ることにしよう。

まず、捜査機関、司法機関、及び処遇機関などの公的機関が医療機関や福祉機関などの連携を行った実例から見ていくと、発達障がいのある少年の事件について捜査機関が主導して諸機関と連携した事例は、成人の刑事事件の場合とは異なり、極めて少ないように見受けられる。

他方、家庭裁判所に事件が送致されてからは、発達障がいのある少年に限らず、試験観察が実施された事例などにおいて諸機関との連携に取り組まれているが、<sup>20</sup>発達障がいのある少年については家庭裁判所が主導したと見られる次のような諸機関連携例が紹介されている。

中学校時代に暴力事件を起こして、発達障がいの診断を受けていた一七歳の高校生男子が保護観察の期間中に、ナイフ所持の事件で家裁に送致されたが、家庭裁判所は試験観察を決定するとともに、保護観察所及び医療機関と連携をとりながら少年とその保護者に関わったというものがそれである。この事例においては、家裁、保護観察所、

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

及び医療機関が連携して少年本人にアクセスメントの結果を示して自分の資質やおかれた状況を理解させるうちに暴力行為が止み大学進学も実現したという。<sup>(21)</sup>

次に、少年院送致決定後に、発達障がいのある少年を処遇する少年院においては、とりわけ、当該少年の仮退院に向けて、福祉機関などとの連携のニーズが高く、仮退院後に少年と関わる関係機関との情報共有が積極的になされているという。<sup>(22)</sup> というのも、発達障がいのある少年の仮退院後の受け皿を探すことが困難だからである。そうした事例として、自閉症スペクトラム障がい<sup>(23)</sup>の診断を受けた一六歳間近の少年二名が、く犯を非行事実として少年院に送致されたが、仮退院後の受け皿がなかなか見つからず、三〇か月以上も少年院に收容され続けた後、ようやくグループホームへの入所が決まったケースが挙げられる。<sup>(24)</sup> この少年院の標準教育期間は一か月とされているので、その約三倍の期間、受け皿が見つからなかったために收容が続けられたとしか評価できないように思われる。なお、この二名の少年については、「早期から福祉調整に着手したが、『十八歳未満の発達障害で、非行歴がある』場合、多くの地域では、その受け皿は皆無だった」と指摘されている。つまり、少年院側としては様々な方法で福祉機関との連携を模索したが、<sup>(25)</sup>なかなか当該少年を受け入れる福祉機関が見つからなかった事情が窺われる。

最後に、発達障がいのある少年に対する保護観察にあたって、保護観察所などが諸機関と連携した事例を見ると、市役所、就労支援関係機関、医療機関などとの連携がなされていることが指摘されている。<sup>(26)</sup> とりわけ、少年院からの仮退院の場合、更生保護施設の職員が仮退院前の少年との面会にあたって、その様子から必要性が感じられた場合に、本人又は保護者の同意のもと、早い段階で専門家に診てもらったり、環境調整の段階で発達障害等の傾向が見られた際に、「地域生活定着支援センター」に間に入ってもらうたりするなどの取組みがなされていることも指摘されている。<sup>(27)</sup>

この他、発達障がいのある非行少年に対する保護観察にあたっては、保護観察官と保護司が教育機関と連携した事例も紹介されている。<sup>28)</sup>それによると、中学校二年生時に発達障がいの診断を受けた少年が高校一年時の夏休みに一七歳女子にいきなり抱きつき転倒させる事件を起こし、少年院送致となったが、その決定時に、保護者が専門的なサポートを積極的に受けられるようにすることという関係機関との連携に関する環境調整命令が出された。これに従い、仮退院前から指名された保護司が少年院から本人の教育状況に関する情報を得るとともに、教育委員会が設置している教育相談センターの担当者に保護観察官と保護司が連絡を取り、仮退院に向けた受入れ体制の調整を行い、仮退院後に保護観察と並行して、教育相談センターで定期的に教育相談を受けることとなった。もともと、この教育相談センターを、少年の実母は利用していたが、実父は利用せず、少年を怒鳴る、叩くといった厳しい対応を取っていたが、少年が少年院に収容されている間に、実父も同センターを利用し、怒鳴ることは逆効果で、少年への指示は具体的にわかりやすいものにするなどのアドバイスを受け、学ぶようになった。このような背景があった上で、保護観察所と保護司も同センターとの連携を開始し、保護者、保護観察所（保護司）、相談機関からなる処遇チームが作られた結果、発達障がいのある少年には理解が難しい遵守事項を、同センターが、理解しやすいように具体化した「生活の約束」<sup>29)</sup>を設定し、保護観察所と教育相談センターが同じ内容で本人の行動修正を図り、良好措置で保護観察は終了したという。

## (二) 弁護士が中心となった連携例

他方、弁護士が中心となって、少年司法における諸機関連携を実現させた実例もある。少年が被疑者だった段階

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

からともに弁護士として活動した鴨志田祐美と伊藤俊介によるものがそれである。<sup>30)</sup>

この事例の少年は、中学校二年生頃から優秀だった成績が落ちだして、高校入学後に発達障がいとの診断を受け、高校は中退したものの高卒認定試験には合格し、地元の大学に入学できたが、大学に入学した年の最初の夏休み明けから大学に通えなくなり、自宅に引きこもってしまった。そうした状況下で、自宅二階にあった自室内の漫画等を処分するように親から言われ、その処理に困った挙句、自室で漫画等を入れた衣裳ケース等に灯油をかけ火をつけた結果、自室の一部に延焼させてしまい、逮捕・勾留された。

その段階で、まず弁護士となった伊藤は、少年との接見にあたって、少年が非常に小さな声で、ワンフレーズでしか話ができないことから、これを変だと感じて、その両親とすぐに面会して、少年が発達障がいの診断を受けており、大学の研究者とつながりがあることを聞き出した。<sup>31)</sup>その後、相弁護士となった鴨志田とともに、少年が、「いらなくなった漫画雑誌を捨てるように言われたので、灯油をかけて焼いた」と一貫して主張していることを踏まえて、毎日接見して、現住建造物放火の故意を認める供述調書を録取されないように少年を励まし続け、その主張を裏付けるために現場で燃焼実態を確認するだけでなく、発達障がいのある者の能力や特性についての専門家とのつながりを得ようとした。こうして、事件前から少年と関わりがあり、少年のコミュニケーションやイメージネーションの障がいの実情を知っていた臨床心理士でもある研究者と接点を持つことができ、この研究者が検察官に対しても、少年の発達障がいの特性から、不要物を処分したい一心で、家の中で灯油を撒いて火を付けた場合、家自体が燃えることを予想できないことが大いにありうる旨の説明をしたことが、少年が建造物等延焼罪という現住建造物放火罪に比べれば軽微な非行事実で家裁に送致されることにつながったという。

こうして、少年の現住建造物放火の故意を家裁送致後に争わずに済んだことよって、弁護士に引き続き付添人

に選任された鴨志田と伊藤は少年の立ち直りに向けた環境調整に専念できるようになった。さらに、付添人から、観護措置中の少年鑑別所においても適切な鑑別が行われ、少年が少年審判に落ち着いて参加できるように、様々な働きかけが少年鑑別所や家庭裁判所になされた<sup>(32)</sup>。その結果、思春期発達障害がい専門の外来と入院病棟を持つ病院での短期間の入院を試験観察中にさせてみる旨の提案が家裁調査官からなされ、この試験観察を経て、保護観察決定で終局した。

なお、本事例では、保護観察決定にあたり、保護観察所に対して、医療機関や福祉機関と適宜の連携を図るだけでなく、付添人を務めた鴨志田と伊藤との連絡を密にするよう異例の処遇勧告がなされた<sup>(33)</sup>。その根拠として、付添人が臨床心理士でもある研究者などと連携を重ねてきたことなどが挙げられている<sup>(34)</sup>。こうして、弁護士が保護観察段階における諸機関連携にも関与することとなり、保護観察も終了した<sup>(35)</sup>。

この事例は、捜査段階から弁護士が発達障害がいに関する専門家と連携し、それが家庭裁判所をも動かし、保護観察段階に至るまで、弁護士がその連携の輪の中に関わり続けたものであり、言わば、連携の中心にあった言うべきものである。その意味で、公的機関が主導した少年司法における諸機関連携とは異なるタイプのものと位置付けられなければならない。

弁護士が中心となった諸機関連携のもう一つの事例として、一五歳の少年が同級生を殺害するなどしたのも挙げられる。

この事例は、逮捕段階から大きく報道されたこともあり、二名の弁護士が弁護士として事件を受任し、精神障がい疑われる事案だったために、捜査段階から、弁護士が専門的な助言を受けられるように児童精神科の医師を協力医とする連携が取られた。そして、捜査段階で少年が鑑定留置された後には、この協力医とは別の精神科医とも

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

弁護士が面談し、それ以降連絡を適宜行う形での連携も取られた<sup>(36)</sup>。この少年は、捜査段階の鑑定留置の結果、発達障がいとの診断がなされ、家裁送致後もさらに鑑定がなされることになった。そこで、家庭裁判所に向けて、協力医に、少年鑑別所で少年に面会した結果などに基づき意見書を作成してもらう他に、精神保健福祉士と社会福祉士の資格を持ち、過去に重大事件で医療少年院から出院した少年のケアをした経験のある専門家にも意見書を作成してもらうなどの連携も取られた<sup>(37)</sup>。

この事例においては、家庭裁判所、少年鑑別所、さらには家庭裁判所が命じた鑑定を行った鑑定医と、こうした様々な専門家とが直接に連携したわけではない。しかし、この事例は、弁護士付添人を通して、様々な専門家による所見や意見書が少年司法の担い手に伝えられるという形で、いわば弁護士が中心となって専門家と少年司法を担う機関との間接的な連携が取られたものと言える。

こうした間接的な諸機関連携の結果、家庭裁判所は、家裁段階での鑑定に依拠しながら、少年が発達障がいの一種とされる自閉症スペクトラムによってコミュニケーションの問題を抱えていたものの、目立たなかつたために、是正される機会がないまま、適切な保護もなされず、家庭、教育、児童福祉が少年の非行抑止について重大な機能不全を繰り返してきたことなどを踏まえ、第三種少年院送致を決定した。

この事例では、重大事件として大きく報道されたこともあいまって、発達障がいのある、この少年の成長発達を阻害しかねない刑務所における長期間の受刑の可能性も高かつた<sup>(39)</sup>。しかし、捜査段階から、弁護士となった弁護士が様々な専門家と連携し、家庭裁判所、少年鑑別所、さらには家裁段階での鑑定医に対して専門家と連携して得られた少年に関する適切な情報を提供するなど、捜査段階から一貫して少年と関わり続けた弁護士付添人を媒介にして、家庭裁判所などの少年司法の担い手と専門家とが連携できたことが、少年の成長発達に向けての保護処分選択

につながった事例と言える。こうした取組みは、少年が家庭裁判所での手続が長期に及ぶ中で、他者に相談することの大切さを知るなど、少年が手続に参加する前提を整えることにも意義があったように思われる。<sup>(40)</sup>さらには、こうした弁護士を中心とした、少年司法における、いわば間接的な連携が取られたことによって、捜査段階における少年の発達障がいへの程度は軽度であるとの前提とは異なる判断から、家庭裁判所の決定が導かれており、家裁への送致事実の前提を修正させることができた事例と評することもできる。

### (三) それぞれの特徴

右で概観した、公的機関が主導した諸機関連携例と、弁護士が中心となったそれとを比較すると、次のような特徴を示すことができるように思われる。

まず、第一に、量的な点で見ると、弁護士が中心となった諸機関連携例に比べると、公的機関が主導した諸機関連携例が豊富のように見える点である。もともと、これは、公表されている事例数の差に過ぎず、絶対的な差とは言えない可能性もある。しかし、見落とせない点は、公的機関が主導した諸機関連携の場合、予算面での裏付けがあるのに対して、弁護士が中心となった諸機関連携には、それに向けた取組みに対する金銭的な手当が乏しいという事実である。

第二に、事例が豊富に紹介されているとは言え、手続の流れにおける諸機関連携の濃淡で見た場合、公的機関が主導したそれは、家裁送致後のものばかりが目立つという点である。この点、弁護士が中心となったそれは、弁護士が捜査段階で少年の発達障がい気づくことができれば、捜査段階からの少年司法における諸機関連携が実現し

うることを示している。

第三に、第二と関連しているが、公的機関が主導した諸機関連携が何を目的になされているかという点で見た場合、発達障がいのある非行少年の再非行ないし再犯を防止する目的が大きなウェイトを占めているように見受けられるという点である。とりわけ、保護観察においては、二〇〇七年に立法された更生保護法が再犯防止をその目的に掲げていることから、保護観察段階における諸機関連携の目的はおのずと明らかとすることができる。少年院における諸機関連携も、保護観察に付される仮退院を指しているものであるから、これも同じように再犯防止が大きなウェイトを占めざるを得ないように思われる。

逆に言えば、公的機関が主導したそれに、発達障がいのある少年の適正手続保障、即ち、手続参加保障という目的や、合理的配慮の提供という目的を看取することは極めて困難であると言わざるを得ない。他方、弁護士が中心となったそれは、とりわけ前者の事例で顕著であるが、捜査段階において少年が認めていない非行事実で送致されることを防ぐ取組みがなされていることから明らかのように、まずは間違った前提事実に基づいて少年司法手続が進められることを防ごうという目的が看取される。そして、それを出発点に、発達障がいのある少年にとっての適正手続保障、換言すれば、少年審判に少年が参加できるように取組みがなされていることから、少年の手続参加保障という目的をも看取されうる。

第四に、公的機関が主導した諸機関連携は、法的な権限や裏付けに基づくという点である。家庭裁判所における社会調査、とりわけ試験観察段階での諸機関連携にあたっては、少年法一六条に基づき、家庭裁判所は諸機関に援助させたり、協力を求めることができる。少年院における矯正教育にあたっては、少年院法四〇条に基づき諸機関に矯正教育の援助をさせたり、外部の嘱託指導者に指導させることができる。保護観察の場合は、そもそも更生保

護法五八条に定められている保護観察中の補導援護の方法として、医療などを受けることを助けること、あるいは職業を補導することなどと定められているように、保護観察官や保護司のみによつてなされるものではなく、それこそ諸機関との連携が前提とされているのである。他方、弁護士が中心となったその場合、必ずしも法的な権限に裏付けられているわけではない。弁護士が保護観察決定後も連携に輪の中にあつた事例においても、家庭裁判所の処遇勧告がその裏付けとなつていただけであつて、弁護士そのものに諸機関と結びつく法的な権限が与えられているわけではない。その意味で、弁護士が中心となる諸機関連携は、権限で結びつけられるものではなく、連携する相手方の任意に委ねられており、その実現は弁護士とそれに応じる相手方との間との信頼関係にかかつているのである。

#### 四 上位規範に照らして妥当な諸機関連携に向けての課題

##### (一) 発達障がいのある少年のケースにおける喫緊の課題

右で見た、発達障がいのある少年が少年司法の対象となつた場合の少年司法における諸機関連携例を、上位規範に照らして検討すると、まず、捜査段階における適正手続保障、換言すると、少年の手続参加保障のための諸機関連携が十分になされているのかという疑問が生じる。確かに、弁護士が中心となつた諸機関連携と言ふ事例では、捜査段階においても、専門家と弁護士との間の連携を通して、いわば間接的に少年の手続参加に向けた取組みがなされてはいる。しかし、それは取調べの場に発達障がいについての専門家が立ち会い、不適切な発問を防ぎ、少年

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

の言わんとしていることを的確に伝えるという直接的な取組みに比べると、はるかに迂遠なものと言わざるを得ない。

なお、犯罪捜査規範一六八条の二は、精神又は身体に障がいのある者の取調べを行う際に、障がい者の特性を十分に理解し、取調べを行う時間や場所等について配慮するとともに、供述の任意性に疑念が生じることのないように、その障がいの程度等を踏まえ、適切な方法を用いなければならない旨を定めている。もともと、こうした規定を根拠にして、発達障がいについての専門家が、発達障がいのある少年が被疑者として取調べを受ける場に立ち会うといった形での捜査機関と専門家との連携がなされているわけではない<sup>(1)</sup>。

しかも、弁護士が中心となった諸機関連携例においても、弁護士に対してすら十分に話せないはずの少年が、捜査官に対してはぺらぺらと供述したことになっている作文のような調書が作成され、家庭裁判所に記録として送られていたことが示唆されている<sup>(12)</sup>。本事例の取調べにおいては、弁護士からビデオ録画の申し出がなされて、それが実施された他には、捜査機関の側から特段の配慮がなされた形跡を窺うことができない以上、コミュニケーションに障がいを抱えている少年が捜査官に対してのみ饒舌に供述するとは俄かに信じ難く、おそらくは捜査官が少年の数少ない供述から勝手に作文した調書が作られたものと言わざるを得ない。そうすると、捜査官の先入観が反映されることで、事実とは異なる記載が調書になされる危険性はいやでも高まる。本事例では、そうした作文のような調書が家裁に送付されたにもかかわらず、非行事実そのものは弁護士付添人が主張していたものが家庭裁判所でも前提とされている。しかし、捜査官が作文した調書の場合はもちろん、たとえ発達障がいのある少年が述べたことをそのまま記載した調書であっても、発達障がいのある少年のケースにおいては、誤った非行事実認定がなされる危険性は極めて高い。なぜなら、発達障がいのある被疑者の供述特性を知らず、あるいは知っていても、その被疑

者に発達障がいのあることに捜査官ないし弁護人が気付かねば、どれほど少年の手續参加への配慮がなされようとも、そこにある種の齟齬がどうしても生じてしまうからである。

こうした問題点について、服部朗は次のように詳述している。

ASD（自閉スペクトラム症のこと…引用者注）の人には、興味の限局ゆえに、その場にふさわしくない答えをしてしまったり、聞かれていないことについては重要なことでも答えないといった供述特性もみられる。

そこで、このような認知やコミュニケーションの特性を知らずに、あるいは、十分な配慮もせずに面接を行うと、面接者としては慎重に事実を聴取したつもりであっても、実際には誤った事実を聴取してしまうという事態―それは、まさにデイスコミュニケーションの一種である―が起きることになる。…ここで確認したいのは、障がいのある人と、言葉を媒体として情報の伝達や獲得をしようとするときに生じやすいエラーがあり、そのエラーが気づかれにくいこともあって、司法という社会システムにおいては冤罪へつながるおそれが高いことである。<sup>④</sup>

このような服部の指摘に学べば、発達障がいのある少年と取調べを担当する捜査官との間のデイスコミュニケーションを回避するための合理的な配慮が必要だと言うことになる。障がい者の権利条約が求める合理的配慮は、障がいによる差別を撤廃するためのものであり、発達障がいのある少年に対してそのコミュニケーションの困難を埋め合わせる配慮なしに冤罪被害を受けることが差別であるならば、それを撤廃するために合理的配慮が求められるからである。もちろん、冤罪と言えない場合であっても、非行の動機や背景についての誤った事実が調書に録取されることによって、不必要に重い保護処分が言い渡されることで、少年の成長発達が阻害されることを避けるた

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

めにも、そうした合理的配慮が求められる。さらに言えば、発達障がいのある少年が取調べを受ける際に、そのコミュニケーションの困難を埋め合わせる合理的配慮がなされてこそ、初めて、発達障がいのある少年の手続参加が保障されると言えよう。

従って、こうした意味での合理的配慮を実現するために、発達障がいのある少年が被疑者として取調べを受ける段階で、適切な専門家を擁する機関との連携が実現することこそ、喫緊の課題と言わなければならないのである。なぜなら、こうした合理的配慮がなければ、発達障がいのある少年の手続参加は保障されず、非行事実認定が誤る危険が高まるばかりではない。たとえ、その少年が非行に走ったことが確かだとしても、そこへ至る動機などに関する事実認定が誤った場合、不必要な保護処分のみならず刑事処分さえももたらされることで様々な人権が侵害されることになるからである。

## (二) より妥当な諸機関連携

それでは、ここで明らかとなった喫緊の課題を実現するためには、どのような少年司法における諸機関連携が求められるのであろうか。

そこで、少年司法における諸機関連携例として概観した、公的機関が主導した諸機関連携例と弁護士が中心となった諸機関連携例とを素材として検討することにした。

もちろん、取調べにあたる警察官や検察官が発達障がい者の特性についての研修を積み、そもそも専門家を擁する機関との連携が必要がないようにも思われる。しかし、被疑者取調べの事実上の主たる目的は、捜査機関の見

立てに合致した被疑者の自白を獲得する点にある以上、どれほど研修を積んだ捜査官であっても、その目的を優先してしまいが故に、上位規範が求める、右で確認した意味での合理的配慮を実現することは極めて困難であり、期待できないと言わねば<sup>(46)</sup>。

そうすると、弁護士が中心となった諸機関連携例においては、いずれも捜査段階で、発達障がいのある専門家の連携が実現していることから、弁護士が中心となる諸機関連携の方が、上位規範に照らすと、より妥当な連携と言えそうである。

もっとも、弁護士が中心となった諸機関連携例においても、発達障がいのある少年の取調べに、専門家が立ち会う形での合理的な配慮がなされたわけではない。その意味では、手続参加に向けた合理的な配慮は間接的なものに止まったと言わねばならず、捜査機関が専門機関と連携して、捜査機関が依頼した専門家が被疑者取調べを援助する方向での改革こそが、上位規範からは求められているのではないかとの疑問もありえよう。しかも、こうした公的機関が主導する諸機関連携の方が、既に見たように、予算、さらには権限に裏付けられることから、連携の実現に向けての困難はより少ないようにも思われる。

しかし、たとえ捜査機関が発達障がいの専門家を擁する機関と連携することが今後実現するとしても、これまでに取調べにおいてなされた被疑者の人権侵害の数々に照らすと、上位規範に照らして妥当なものとなりうるかは大いに疑問と言わざるを得ない。しかも、成人の捜査段階における、いわゆる入口支援を行うソーシャルワーカーについて、その本来の専門性が発揮されず、公的機関の意向に沿った再犯防止を目的とした支援に行きつくことも懸念されている<sup>(46)</sup>。そうすると、せっかく捜査機関と発達障がいの専門家を擁する機関との連携が実現したとしても、その本来の専門性が発揮されず、むしろ、発達障がいのある少年への合理的配慮の提供の可能性以上に、捜査機関

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

の見立てに沿った自由獲得とその任意性立証に、専門家が活用されるだけに終わる危険性ははるかに高いと言わべきである。<sup>(47)</sup>

また、既に見たように、公的機関が主導した諸機関連携例では、再犯防止のためという色彩が強くなるを得ない。そうすると、少年の手続参加に向けた合理的配慮という喫緊の課題への取組みだけでなく、上位規範から要請される発達障がいのある少年の人権保障、例えば、その成長発達権保障や可能な限り人権制約が小さい処遇が選択されることに向けた連携の取組みがどうしても二の次にならざるを得なくなる。<sup>(48)</sup> このような傾向は、ドイツにおける公的機関が主導した諸機関連携と言える「少年法の家」(Haus des Jugendrechts)においても見られることであり、<sup>(49)</sup> 予算上の制約などから公的機関が上位規範の示す価値に必ずしも重きを置けない場合に生じる宿痾のようなものと言わべきであろう。

なお、公的機関の場合、予算上の制約のみならず、担当者の頻繁な異動というドイツとは異なる事情のために、<sup>(50)</sup> 法的権限はあれども、それぞれの機関の担い手はお互いに手さぐりで信頼関係を築くのに時間がかかる上に、双方で信頼関係を築けた時には、どちらかが異動してしまい、再び同じことが繰り返されることになる。これでは、真の意味での連携にはなりえないように思われる。<sup>(51)</sup> また、このような公的機関主導の連携の場合、それぞれの機関が要請された役割だけを果たせばよいという意味での縦割りにならざるをえず、連携相手との信頼関係が築けない危険性があるだけでなく、<sup>(52)</sup> 捜査機関、家庭裁判所、少年院、そして仮退院後の保護観察と少年の環境が変化していくにあたって、それぞれ連携を主導する公的機関の間でのケースの引継ぎがうまくいかず、連携が機能しなくなることも危惧される。<sup>(53)</sup>

このように、公的機関主導の諸機関連携には、上位規範に照らして求められる喫緊の課題に結局応えることがで

きないだけでなく、日本の公的機関の特質に照らして、諸機関連携そのものが機能しなくなる危険性もある。

他方、弁護士が中心となる諸機関連携の場合、弁護士と少年との間で信頼関係が構築されれば、捜査段階から家裁を経て処遇段階に至るまで一貫して弁護士が少年司法における諸機関連携の中心となることが可能であり、弁護士を通じて少年司法の担い手と他の専門機関をつなぐことも可能になる。そうすると、公的機関主導の諸機関連携の場合に、少年司法における手続の進行に伴い生じうる、ケースの引き継ぎがうまくいかないために生じる諸機関連携の機能不全を防ぐことが可能となるし、たとえ少年司法の担い手たる公的機関の公務員が異動しようとも、弁護士は基本的に地域に根付いて活動しているので、連携が立ち行かなくなる危険性は、公的機関が主導するものよりも、低くなることは確実であろう。もちろん、弁護士や発達障がいのある専門家が取調べに立ち会えない現状はあるものの、専門家の立ち会いがなされていない点は、公的機関が主導した諸機関連携例においても同じであり、弁護士が中心となるそれにとって決定的な欠陥とは言えない。しかも、弁護士が中心となった諸機関連携例からも明らかとなり、弁護士が目指す諸機関連携は、弁護士法一条が規定する基本的人権の擁護のためのものであるから、上位規範に照らしたときに、なお様々な課題はあるものの、少なくとも、公的機関主導の諸機関連携が抱えざるを得ない難点を抱えずにすむ点で、より妥当なものと言うことができるであろう。

### (三) 弁護士が中心となる少年司法における諸機関連携に向けた諸課題

右の検討を通じて、発達障がいのある少年が少年司法の対象となったときに、上位規範に照らして必要とされる諸機関連携としては、公的機関が主導するそれよりは、弁護士が中心となるものが妥当であることが明らかとなっ

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

た。しかし、そこにはなおいくつかの課題が残されている。

そこで、最後に、弁護士が中心となる諸機関連携を実現していく上で今後取り組んでいかねばならない実践的な課題とそれへの取組みの道筋を明らかにしておかねばならない。

まず、弁護士が常に少年司法における諸機関連携の中心となるにふさわしい力量を有しているとは限らないので、弁護士のサポート体制が構築される必要があるという点が課題として挙げられねばならない。というのも、少年司法の担い手たる機関に属する者が連携を主導する場合、少なくとも、その者は、家裁調査官、法務教官、保護観察官などであって、少年司法とその担い手を知るのみならず、発達障がいについての専門家を有する機関についても、一定の知識を有するなど、相当の力量を有しているのが通例であろうが、弁護士の場合、法曹資格を有してはいても、必ずしも少年司法の専門家というわけではないからである。そのため、弁護士が常に、少年司法における諸機関連携の中心となるにふさわしい力量を有しているわけではないので、そのサポート体制の構築が必要となるのである。

この点については、弁護士が中心となった諸機関連携例のうち、一五歳の少年による同級生の殺害等の事例においては、単位弁護士会を超えた弁護士達による私的なサポートチームが結成され、それが弁護士として付添人を務めた弁護士に適切な専門家を紹介するなど、弁護士を中心とした諸機関連携の成立にとって重要な役割を果たしており、参考となる<sup>(54)</sup>。こうした事例に学ぶと、発達障がいのある少年の被疑事件を弁護士として受任した弁護士が、発達障がいの専門家が属する諸機関と接点を持っている他の弁護士から適切な専門家などの紹介を受けられる仕組みが、まずは単位弁護士会の子どもの権利委員会などが中心となって作られる必要がある<sup>(55)</sup>。

次に、諸機関連携の中心となる弁護士が、少年司法の担い手である公的機関や連携先の相手方と信頼関係を構築

しておくことも課題として挙げられねばならない。弁護士は弁護人や付添人としては、一定の法的権限を有しているが、非行少年に対して家庭裁判所が終局決定を言い渡すと、こうした法的権限を失ってしまい、諸機関連携の中心となるには心許ない状況となる。そのため、弁護士が中心となった諸機関連携例で取り上げた、家庭裁判所の処遇勧告を契機に保護観察にまで弁護士が関わり続けた事例のように、家庭裁判所などの公的機関と弁護士との間で、弁護士が諸機関連携の輪の中心にいられるような信頼関係が構築される必要がある。さらには、既に指摘したように、家庭裁判所を筆頭とする少年司法の担い手たる公的機関においては、数年単位での異動が常態化しているため、お互いに担当者が変わることで信頼関係の構築のやり直しが常に求められる。この点、弁護士は、発達障がいのある専門家のみならず、地域に根付いている福祉施設や就労先などと長期に渡る信頼関係を構築することも可能となる。

そこで、これを実現するにあたって参考となるのは、弁護士と少年司法の担い手達や発達障がいの専門家などが顔見知りとなるために、少年司法に関わる様々な機関の担い手が集い事例検討などを行う研究会を単位弁護士会<sup>(56)</sup>ないし、もっと小さな地域レベルで立ち上げて継続するという取組みである。もちろん、このような交流の取組みは、弁護士を取り巻く環境に合致した様々な方法が採られるべきで、全国一律に同じことがなされるべきものではない。<sup>(57)</sup>

最後に、発達障がいのある非行少年に対する捜査から処遇に至るまで、弁護士が一貫して、諸機関連携の中心となり続けるためには、とりわけ処遇段階以降の弁護士の活動に対して何らかの金銭的な手当がなされるようにすることが課題として挙げられねばならない。確かに、弁護士、付添人としてであれば、私選・国選を問わず、弁護士に対して一定の金銭的な手当が保障されており、少年司法における諸機関連携の中心としての活動への対価ともなりうる。しかし、例えば少年院に収容された非行少年に弁護士が面会に行くことなどは、現状では、ほとんどの場

—発達障がいのある少年の事件についての連携の在り方を中心に

合、弁護士といわば手弁当でなされており、金銭的な手当はない。弁護士の収入格差が拡がる中で、手弁当で諸機関連携の中心となることを期待することには無理があり、処遇段階以降の弁護士の活動に対して金銭的な手当がなされるようにする取組みは避けては通れない課題と言える。

この点に関して、国費の支出を制度化することは、再犯防止に弁護士を協力させることになる危険性が極めて高く、弁護士法と矛盾する業務を弁護士に担わせる点で、到底妥当とは思われない。そこで、一つの参考例としては、弁護士が保護観察にも関わり続けた事例で採られたような、少年の両親と委任契約を締結し、少年の両親から金銭的な手当を得るという方法もありうる。<sup>58)</sup>しかし、周知のように、非行少年の保護者の多くは経済的には苦しい状況にあり、保護者からの金銭的な手当を期待することは難しい。そこで、国家によるものではなく、さりとて、少年の保護者に依存するのではない、金銭的な手当が弁護士になされる制度枠組を検討し、実現していくことが大きな課題として残っている。<sup>59)</sup>

## 五 結びに代えて

右の検討を通して、発達障がいのある少年が少年司法手続の対象となった際に、日本国憲法などの上位規範に照らして求められる諸機関連携の喫緊の課題としては、捜査段階で少年が手続に参加できるような合理的な配慮を提供するための諸機関連携があること。それに向けては、弁護士が中心となる諸機関連携がより妥当であること。しかし、実際に弁護人ないし付添人として活動する弁護士をサポートする体制の構築、弁護士と公的機関の担い手や発達障がいの専門家を擁する機関などとの信頼関係の構築、発達障がいのある非行少年の処遇段階における弁護士

の活動への金銭的手当という、少なくとも三つの課題に取り組む必要があることという点が明らかになったように思われる。

もつとも、本稿では本格的に検討できなかった課題も少なくない。捜査段階における発達障がいのある少年が被疑者となった場合に、諸機関連携に基づき提供されるべき合理的配慮の内容とは何かなどがその一つである。<sup>(62)</sup>さらに根本的な課題として、捜査機関なり弁護士なりが、当該少年が発達障がいであることに気が付かなければ、諸機関連携が遅れ、場合によっては、そもそも必要なはずの合理的配慮が一切提供されないという悲劇をどう防ぐかというものもある。<sup>(63)</sup>この課題への取組みは、障がいをカミングアウトしにくい日本社会をどのように変えるべきかという巨大な課題にもつながるが、やはり避けて通ることはできない。これらの課題にいずれ取り組むことを約して、ひとまず筆を擱くこととする。

#### 〔付記〕

本稿は、学術研究助成基金助成金（基盤研究（C））「効果的な再非行防止に向けた家庭裁判所と関係諸機関との連携に関する基盤的研究」（課題番号・二六三八〇〇九四）、及び「粗暴犯少年の同種再非行を効果的に防止する処遇ないし措置に関する基盤的研究」（課題番号・一八K〇一三一八）の成果の一部である。

#### 註

(1) 岡田行雄「少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察（二・完）」熊本法学一三九号（二〇一七年）二二頁参照。

(2) なお、本稿における、発達障がいのある少年とは、発達障がいの確定診断を受けた少年のみを指すわけではなく、発達障

がいの疑いのある場合をも含む趣旨である。

(3) 市川宏伸「発達障害の特徴と困難」法律のひろば六九巻四号(二〇一六年)四頁。

(4) 市川・前掲注三論文六頁。

(5) 市川・前掲注三論文一二頁。

(6) 市川・前掲注三論文一二頁。

(7) 辻川圭乃「発達障害者支援に関する法整備」法律のひろば六九巻四号(二〇一六年)二二頁。

(8) 杉山登志朗は、「高機能広汎性発達障害の子どもたちは、全体的な発達やことばの発達に遅れがないために、幼児検診をすり抜けてしまう。育てる側は、何かおかしいと感じつつも、特に専門機関を受診することなく、ある年齢までできてしまう」と、発達障がい気がつかれない構造を指摘している。杉山登志朗『子ども虐待という第四の発達障害』(学習研究社・二〇〇七年)五二頁。

(9) 市川・前掲注三論文一二頁。

(10) 辻川・前掲注七論文一七頁。

(11) 非行事実が処遇決定にあたって重視されるようになった背景としては、一九七〇年代末以降に、少年司法において司法的機能が強調され、とりわけ二〇〇〇年の少年法第一次改正で、二〇条二項の規定が挿入されたことが挙げられる。こうした非行事実の軽重が、少年審判における決定において大きなウェイトを占めると言われる、家庭裁判所調査官による社会調査にまで影響を与えた経緯については、岡田行雄『少年司法における科学主義』(日本評論社・二〇一二年)二八頁以下参照。

(12) 社会調査に当たっては、家裁調査官は学校などに照会を行うなど、日常的に外部機関と連携するだけでなく、かつて積極的に行われてきた試験観察を通して、様々な人や団体との連携例が蓄積されてきた。なお、近時の法改正を契機に少年院法一八条や少年鑑別所法一四条に基づいて、少年院や少年鑑別所と家裁調査官などとの意見交換等を通じた連携強化の取組みがなされている点については、田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法【第四版】』(有斐閣・二〇一七年)一三五頁参照。

- (13) 発達障がいを専門とする数少ない医師の一人である十一元三は、いくつかの少年院が発達障がいを意識した取組みをしていても、その中心となっていた法務教官が異動されるとそれが止まってしまう現状を指摘している。日本弁護士連合会ほか『第二五回全国付添人経験交流会報告集』（日本弁護士連合会・二〇一五年）五〇頁参照。
- (14) 元裁判調査官の熊上崇は、とりわけ知能指数などが高い発達障がいのある少年の場合、「医療機関の受診に至っていないケースが多く、表面的には通常の学校生活を送っていても、家庭や社会などの環境要因も加味され、さまざまな場面で対人・社会適応上の困難を抱えている可能性があると思われる」と指摘した上で、医療機関との連携の上、その障がい特性を踏まえた鑑別や処遇方法が開発される必要があると指摘している。熊上崇『発達障害のある触法少年の心理・発達アセスメント』（明石書店・二〇一五年）八八頁参照。
- (15) 葛野尋之『少年司法の再構成』（日本評論社・二〇〇三年）七〇頁以下参照。
- (16) 社会モデルとは、障がいを社会によって作られた問題とみなし、障がいは個人に帰属するものではなく、その多くが社会環境によって作り出されるものと捉えるモデルとまとめることができよう。長瀬修他『増補改訂 障害者の権利条約と日本—概要と展望』（生活書院・二〇一二年）三八頁以下参照。
- (17) 国レベルでの発達障がい者支援の取組みが始まったのは一九九〇年代からであると指摘されている。日本における発達障がい者支援の取組みの歴史も含め、山岡修『発達障害者支援の取組みと課題』浜井浩一・村井敏邦編著『発達障害と司法』（現代人文社・二〇一〇年）九二頁以下参照。
- (18) この他、発達障害者支援法は、発達障がいについての専門的知識を有する人材の確保に努め、そのために研修等必要な措置を講じることも定めている。この発達障害者支援法の改正に向けた動きについては、辻川・前掲注七論文一七頁参照。
- (19) 成人刑事事件の場合、いわゆる入口支援を通して、捜査機関が福祉機関などと連携する事例は数多く見られ、その実践例も積み上げられている。しかし、入口支援には、様々な法的な問題があると言わざるを得ない。さしあたり、この問題については、池原毅和『再犯防止と弁護人の役割』法律時報八九巻四号（二〇一七年）四二頁以下参照。

- (20) 廣田邦義は、家庭裁判所調査官として勤務していた時に、ケースの特徴を踏まえて、発達障がいの少年の場合は医務室技官、触法少年の場合は児童相談所、心理テストを積極的に活用する場合は少年鑑別所と、色々な組み合わせで共同して試験観察を実施してきた経験を踏まえて、児童相談所や保護観察所などの諸機関とチームを組んで試験観察を行うことの必要性を指摘している。廣田邦義「処遇論からのアプローチ」岡田行雄Ⅱ廣田邦義Ⅱ安西敦編『再非行少年を見捨てるな』（現代人文社・二〇一一年）八五頁参照。
- (21) 藤川洋子「家庭裁判所における発達障害—どのような連携が望まれるか—」発達障害研究三四卷二号（二〇一二年）一五六頁参照。
- (22) 神奈川医療少年院では二〇一四年度に外部機関との合同支援会議や進路相談会等が計四五回実施されている。田中徹「矯正施設（少年院）における処遇」法律のひろば六九卷四号（二〇一六年）四八頁参照。
- (23) 南田修「発達障害のある少年の処遇と社会復帰支援」刑政一二六卷一一号（二〇一五年）三八頁参照。発達障がいのある少年の場合、障がい特性や非行内容から帰住調整が極めて困難となり、在院期間が長期化している者も多く、長い者は三年近くを帰住先が決まらないというだけの理由で在院している者もいるとも指摘されている。田中・前掲注二二論文四八頁参照。
- (24) 南田・前掲注二三論文三八頁。
- (25) 神奈川医療少年院では、福祉関係者に少年院を見学してもらった上での在院者との面接を呼び掛けて、少年の受け入れ施設の開拓に取り組んでいることが紹介されている。田中・前掲注二二論文四八頁参照。
- (26) 内藤千尋「発達障害等の発達困難を有する非行少年の発達支援と地域移行支援に関する実証的調査研究」白梅学園大学研究年報二二号（二〇一七年）六〇頁参照。
- (27) 内藤千尋Ⅱ田部絢子Ⅱ高橋智「発達障害等の発達困難を有する非行少年の地域移行・定着の実態と支援に関する調査研究—全国の保護観察所・更生保護施設・保護司等の調査から—」東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ六九号（二〇一八年）六〇

頁参照。

(28) この事例については、「発達障害やその疑いのある保護観察対象者を理解し支援するための研究」委員会編『保護観察のための発達障害処遇ハンドブック』（更生保護法人日本更生保護協会・二〇一四年）一一九頁以下参照。

(29) 例えば、深夜に無断外出をしないことという特別遵守事項が、生活の約束では、平日、土日は午後七時までに帰宅するなど具体化されている。「発達障害やその疑いのある保護観察対象者を理解し支援するための研究」委員会・前掲注二八書一  
二二頁参照。

(30) この事例については、鴨志田祐美「被疑者弁護から少年審判後に至るまでの連携と協働」岡田行雄編著『非行少年のためにつながる！』（現代人文社・二〇一七年）九二頁以下、日本弁護士連合会他『第二七回全国付添人経験交流集会報告集』（日本弁護士連合会子ども権利委員会・二〇一七年）一四五頁以下参照。

(31) 日本弁護士連合会他・前掲注三〇書一四六頁参照。

(32) この事例では、観護措置決定前から、鴨志田らと家庭裁判所側とのカンファレンスが実現し、その後も終局決定がなされた少年審判までに五回のカンファレンスが重ねられ、少年が少年審判の手續を想像できるような資料が裁判官によって作られたり、少年鑑別所においても、個別検査が行われるなどの配慮が約束されたりしている。鴨志田・前掲注三〇論文九六頁以下参照。

(33) 少年審判規則三八条二項に基づく処遇勧告は、処遇の期間について処遇を担当する機関を拘束する実務運用が形成されており、社会事実として強い拘束力を持っていると言ってよい点については、武内謙治『少年法講義』（日本評論社・二〇一五年）三一七頁参照。

(34) 家庭裁判所がこのような処遇勧告を出した理由の詳細については、鴨志田・前掲注三〇論文一〇一頁参照。

(35) なお、この少年の保護観察は、少年が短期間入院した病院の所在地を管轄する保護観察所から少年の両親宅を管轄する保護観察所に移送されたが、鴨志田らは引き続き保護観察所の処遇会議に参加できた。それが可能となった背景としては、家

庭裁判所による保護処分決定時の処遇勧告と、鴨志田らと少年の両親との間における少年の見守りに関する委任契約があったことが大きく影響していると指摘されている。鴨志田・前掲注三〇論文一〇四頁参照。

(36) 日本弁護士連合会他・前掲注三〇書二八頁参照。

(37) 日本弁護士連合会他・前掲注三〇書三六頁参照。

(38) 本事例における弁護士付添人が連携した専門家の意見を、カンファレンスの場などを通して、家庭裁判所や家裁段階での鑑定医に示すなどの間接的な連携が取られたことについては、日本弁護士連合会他・前掲注三〇書三九頁以下参照。

(39) この点については、重大事件を起こした少年について発達障がいがあると診断された仮想事例を前提に、こうした少年を少年刑務所に長期間収容することでは、当該少年が抱えているであろう問題は何一つ改善されないことになるとの浜井浩一による指摘がある。浜井浩一『実証的刑事政策論』（岩波書店・二〇一一年）三九七頁参照。

(40) 本事例の少年は自分の気持ちや表情を態度に表すことが得意ではなかったが、弁護士付添人が少年にアドバイスを重ねる中で、少年は他者に相談することの大切さなどを学び、少年審判においても自分の気持ちを表せるようになったことが指摘されている。日本弁護士連合会他・前掲注三〇書四二頁参照。

(41) なお、イギリスにおいては、警察署における少年や知的障がい者等への取調べに際して、社会福祉専門のソーシャルワーカーなどが立ち会う「適切な大人」制度 (Appropriate Adult) が運用されている。この制度とその運用の実際については、京明『要支援被疑者 (Vulnerable suspects) の供述の自由』（関西学院大学出版会・二〇一三年）参照。

(42) 日本弁護士連合会他・前掲注三〇書一四七頁参照。

(43) 本事例においては、取調べを録画するよう、弁護士から検察官への申し入れがなされており、検察庁からは、取調べに際してはビデオ録画を行う旨の回答がなされている。鴨志田・前掲注三〇論文九五頁、日本弁護士連合会他・前掲注三〇書一四七頁参照。

(44) 服部朗「少年の冤罪―ディスコミュニケーションからの考察―」愛知学院大学法学研究五九巻三・四号（二〇一八年）三

五頁。

(45) こうした評価は、いわゆる代用監獄が自由権規約九条三項に違反するのではないかと国連人権委員会で問題視されたことを受け、警察署に留置されている被疑者の処遇を担当する部門と、捜査を担当する部門とを分離したが、法律上に根拠はなく、自白を獲得するために留置された被疑者の処遇が歪められる不当な事例が挙げられるなど、自由権規約が求める捜査と拘禁の分離原則に応えたものとは言えないと評されてきたことに根拠を持つ。この問題については、葛野尋之『刑事手続と刑事拘禁』（現代人文社・二〇〇七年）五七頁以下、特に六六頁以下参照。

(46) 例えば、木下大生「司法と福祉の連携による福祉の司法化のリスクファクターとその影響に関する検討」刑事立法研究会編『司法と福祉の連携』の展開と課題』（現代人文社・二〇一八年）一二九頁参照。

(47) このことは、長期間の警察における身体拘束などを温存したままで、いわゆる取調べの可視化を導入しても、却って、それは捜査機関にとって任意性立証の新たな武器となるだけであるとの指摘に学べば、容易に想起できよう。こうした指摘については、内田博文編著『歴史に学ぶ刑事訴訟法』（法律文化社・二〇一三年）九七頁参照。

(48) なお、取調べが犯人の改善更生や犯罪対策に資することは、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」最終報告でも公然と指摘されていることに鑑みると、捜査機関が主導する諸機関連携においては、取調べも再犯防止にむけた対策の一環と位置付けられることは明らかであろう。この最終報告については以下のウェブサイトでも入手することができる。[https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/sousa/sousa\\_koudoka\\_kenkyukai/pdf/saisyuu.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/sousa/sousa_koudoka_kenkyukai/pdf/saisyuu.pdf)

(49) ドイツにおける公的機関としての「少年法の家」を中心とする少年司法における諸機関連携については、岡田行雄「ドイツの少年司法における関係機関の連携」岡田・前掲三〇注書一五二頁以下、岡田行雄「少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察（一）」熊本法学一三六号（二〇一六年）一三九頁以下、岡田・前掲注一論文一頁以下参照。

(50) 例えば、ドイツの公的機関としての「少年法の家」で働く少年係検察官などは一〇年以上も異動していない。岡田・前掲注四九第一論文一六〇頁参照。

(51) 発達障がい等を有する非行少年が施設内処遇から社会内処遇へ移行するうえで抱える困難やニーズを明らかにするための研究において、全国の保護観察所等への調査の結果、実際には機関連携が難しく、担当者間での信頼関係に基づいて進められている現状があるため、担当者が変わってしまった際に連携が困難となる可能性が指摘されている。内藤・前掲注二六論文六〇頁参照。

(52) ガソリンスタンドで多くの元非行少年を雇用してきた野口義弘は、非行少年の就労先を公的機関の下請けのごとく扱い、縦割りの業務のみを担おうとする公的機関と就労先との間では真の連携ができないことを示唆している。岡田・前掲注三〇書二一頁参照。

(53) 家庭裁判所調査官の鍵本薫は、少年院から仮退院して保護観察に移行した後、あるいは児童自立支援施設から退所した後のように、少年の環境が変わってしばらくの間で二つの公的機関同士が並走しながら他の様々な専門機関とイメージを共有しつつ横の連携をすることが重要であり、ここで他の機関に一方的な要望だけをするようでは少年の処遇が一貫したものでならず連携が機能しなくなる危険性を指摘している。鍵本薫「処遇が難しい少年事件についての一考察」岡田・前掲注三〇書一八二頁以下参照。

(54) この事例におけるサポートチーム結成の経緯については、日本弁護士連合会他・前掲注三〇書四八頁参照。

(55) もちろん、少年事件を担当する弁護士の力量をアップするための仕組みを弁護士会毎に構築しておくことも求められる。

岡田行雄「少年司法における諸機関連携にあたっての課題への取組み」岡田・前掲注三〇書一九五頁以下参照。

(56) 例えば、熊本では、弁護士が主体となって二〇一三年に「子どもの司法と精神保健・福祉を考える会」が立ち上げられ、具体的なケース検討を通じて、医療機関、福祉機関などの担い手が交流を深めている。この会については、古田哲朗「『子ども』の司法と精神保健・福祉を考える会（熊本）」について」岡田・前掲注三〇書一一四頁以下参照。

(57) 研究会といっても、顔が見える関係を作るためには、大規模であっては難しいからである。地域の事情に対応した研究会の立ち上げが重要である点については、日本弁護士連合会他・前掲注三〇書一七一頁参照。

- (58) 弁護士の相談受任件数が減少したと回答する弁護士がかなりの割合になる上に、刑事弁護に必須の経済的保障が不十分で弁護士間に深刻な格差を生じさせている制度それ自体に問題があることについては、内田・前掲注四七書七四頁参照。
- (59) 鴨志田・前掲注三〇論文一〇二頁参照。
- (60) 例えば、矯正統計年報によれば、二〇一六年に新たに少年院に収容された少年二一四七人のうち実母のみの者が九一二人で最も多く、しかもそのうち一八八人は無職となっている。少年院に収容される少年の多くが逮捕・勾留され、いわゆる身柄付で家裁に送致され、観護措置が採られていることから、いかに非行少年の保護者が経済的に困窮しているかを窺うことができる。
- (61) これに関連して、PTA共済のような保険制度で、こうした処遇段階における弁護士の活動に対して保険給付がなされるようにすることも考えられる。岡田・前掲注五五論文一九五頁以下参照。なお、経済分析に基づいて、民事紛争における弁護士費用保険の利用が、市民の司法アクセスの拡充と弁護士業務の拡大、及び新たな保険市場の創出という三つの可能性を有していることが指摘されている。池田康弘「経済分析に基づく民事紛争への保険利用の問題と課題」保険学雑誌六三六号(二〇一七年)三二六頁参照。今後、こうした知見を少年司法における処遇段階の領域に活かすことができなにか検討する必要があるように思われる。
- (62) 例えば、仲真紀子は、発達障がいのある被疑者に対しては、一般に誘導がからず得られる情報も多いとされるオープンな質問では十分な情報を期待することはできず、より直接的な質問が必要かもしれないと指摘している。仲真紀子「発達障害をもつ人の記憶と面接」浜井・村井・前掲注一七書一五四頁参照。
- (63) 発達障がいが見えにくい軽度な場合に取調官や弁護士が障がいを見落とす他、本人が「供述弱者だと知られたくない」と考え、自ら進んで障がいを隠したりする結果、真の意思疎通が成立しないまま取調べが進むことが多発しているとの指摘がある。山田直子「取調べ制度の改革・適正化のために」法学セミナー七五〇号(二〇一七年)三四頁参照。